

## 市営住宅建替事業の施行に伴う入居の手続について

### 1. 現行の取扱いについて

入居決定者は、条例第14条第1項に基づき、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出しなければならない。

ただし、条例第14条第3項及び条例施行規則第6条第6項に基づき、市長が定める特別の事情があると認められる場合は、請書の提出を必要としない。

#### 【市長が定める特別の事情】

○生活保護法に基づく被保護世帯かつ高齢で身寄りのない者

○被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者

よって、特別の事情に該当しない入居決定者は、新入居や入居替え及び市営住宅建替事業の施行に伴う新たに整備される市営住宅や既存の他の市営住宅への入居する際にも連帯保証人の連署する請書を提出する必要がある。

### 2. 問題点について

柏陽・恵央団地建替事業の施行に伴い、柏陽団地入居者に対して移転先に関する調査及び面談を実施しているが、一部の入居者より入居の手続きに必要な連帯保証人の確保ができないとの相談が寄せられている。

連帯保証人を確保できない理由としては、死亡や絶縁により頼れる親族がいないこと、頼れる家族や友人が市営住宅入居していること、入居当時の連帯保証人の死亡や高齢、病気により依頼できる状態ではないことがある。

連帯保証人の連署する請書を提出できない柏陽団地入居者へは、移転先となる市営住宅への入居許可書を交付できないため、市営住宅建替事業の施行に影響を及ぼすことが懸念される。

### 3. 改正案について

このことから、市営住宅建替事業を円滑に施行していくために、恵庭市営住宅条例施行規則を改正し、「市営住宅建替事業等により入居の手続をする場合であって、高齢等により連帯保証人の確保が困難であると認められるときは、連帯保証人の連署する請書の提出を要しない」特例を設けることとしたい。

ただし、連帯保証人は、入居者の市営住宅使用料の未払い発生時の納付指導や単身入居者の死亡時の対応など、市営住宅の管理運営に重要であることから、入居者には連帯保証人の確保を前提として努力してもらうこと、連帯保証人を確保できない場合には家族の状況やその理由を明確にするなど、安易に特例を活用することがないように運用してまいりたい。